

甲府シティロータリークラブ育英奨学金 準則

第1 (目的)

本育英奨学金は、甲府シティロータリークラブ (以下本クラブという) の青少年奉仕活動の一つとして、山梨県立大学看護学部にて在学している学生で、品行方正、志操堅固、学業優秀な者に限り、かつ経済的理由により奨学金の給付を希望する者を選考し、本クラブの奨学生となしこれに奨学金を給付する。

本奨学金の事業資金は青少年奉仕委員会から拠出するものとする。

第2 (管理と運営)

本育英奨学金は、本クラブ理事会が管理主体となり、当年度の会長がこれを統括する。

本育英奨学金は当年度会長と次期会長および青少年奉仕委員会が運営し、当年度会長と次期会長並びに青少年奉仕委員長の3名が奨学生のカウンセラーにあたる。

第3 (奨学生)

1. 採用、期間

奨学生の採用人員は3学年在学の3名を原則とし、1年間給付する。

2. 志願資格

山梨県立大学看護学部にて在籍し、山梨県内に看護職として就職する意思のある者
品行方正、志操堅固、学業優秀と認められる者
奨学金の給付を必要とし、かつこれを希望している者

3. 奨学金およびその給付

一人 月額10,000円を給付する。

年間4回の例会訪問時に給付する。

4. 給付停止

奨学金を必要としなくなった時

学業成績が著しく低下した時

停学、退学などの懲罰処分を受けた時、および学籍を失った時

山梨県外の学校に転じた時

死亡した時